件 名

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

県立三郷特別支援学校三郷北分校、県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校及び県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校の設置に伴い、定員数等を定めるため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。

概要

- 1 現行規則の内容 埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの
- 2 改正の内容

第2条の改正

分校を設置する学校として県立三郷特別支援学校、県立上尾かしの木特別 支援学校及び県立所沢おおぞら特別支援学校を加える。 別表(第3条関係)の改正

県立三郷特別支援学校、県立上尾かしの木特別支援学校及び県立所沢おおぞら特別支援学校の分校・部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定する。

3 施行期日 令和6年4月1日

改正案

埼玉県立特別支援学校管理規則

第一条 (略)

(分校)

第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。

分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置
(略)	(略)	(略)
埼玉県立久喜特別支 援学校	埼玉県立久喜特別 支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中 二百七十五番地の 一
埼玉県立三郷特別支 援学校	埼玉県立三郷特別 支援学校三郷北分 校	三郷市大字大広戸 字目子沼通八百八 番地
埼玉県立上尾かしの 木特別支援学校	□ <u>埼</u> 玉県立上尾かし <u>の木特別支援学校</u> 大宮商業分校	世代 さいたま市見沼区 大和田町一丁目三 百五十六番地
<u>埼玉県立所沢おおぞ</u> ら特別支援学校	埼玉県立所沢おお でら特別支援学校 新座柳瀬分校	新座市大和田四丁 目十二番一号

第三条~第十三条 (略)

別表 (第三条関係)

学校名	分校・部科名	修業 年限	定員数	入学資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 三郷特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法 に規定する 学齢児童で

現 行

埼玉県立特別支援学校管理規則

第一条 (略)

(分校)

第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。

<u> </u>		
分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置
(略)	(略)	(略)
埼玉県立久喜特別支 援学校	埼玉県立久喜特別 支援学校白岡分校	白岡市高岩字谷中 二百七十五番地の 一
(新設)	_(新設)_	_(新設)_
(新設)	_(新設)_	_(新設)_
(新設)	_(新設)_	_(新設)_

第三条~第十三条 (略)

別表 (第三条関係)

学校名	分校・部科名	修業 年限	定員数	入学資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立 三郷特別 支援学校	小学部	六年		学校教育法 に規定する 学齢児童で

						知的障害の
						ある者
		中学部		三年		学校教育法
						に規定する
						学齢生徒で
						知的障害の
						ある者
		高等部		三年	八九	中学部を卒
						業した者又
						はこれに準
						ずる者
		三郷北	高等部	<u>三年</u>	<u>四八</u>	中学部を卒
		<u>分校</u>				<u>業した者又</u>
						はこれに準
						<u>ずる者で知</u>
						的障害のあ
						るもの
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	略) 玉県立	(略)		(略) 六年	(略)	(略) 学校教育法
埼三					(略)	
埼玉上	玉県立				(略)	学校教育法
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし				(略)	学校教育法 に規定する
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別				(略)	学校教育法 に規定する 学齢児童で
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別				(略)	学校教育法 に規定する 学齢児童で 知的障害の
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部		六年	(略)	学校教育法 に規定する 学齢児童で 知的障害の ある者
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部		六年	(略)	学校教育法 に規定する 学齢児童で 知的障害の ある者 学校教育法
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部		六年	(略)	学校教育法 に規能児童の かる者 学規定する 学規定する
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部中学部		六年		学校教育法 に規能児 学的の を 学的の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部		六年	九〇	学に学知ある校規齢的る校規齢的る校規齢的る校規齢的を 学に実施を 学に関係者 学に関係を 学に関係を 学に関係を 学に関係を があるでの はるでの はるでの はるでの に関係を に関係を はいるでの に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を に対象を
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部中学部		六年		学に学知あ学に学知あ中業とはるでの法るでの法るでのおります。
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部中学部		六年		学に学知あ学に学知あ中業は対象定児障者教定生障者部での法るでの法の学したます。
埼三 上月 の2	玉県立 尾かし 木特別	小学部中学部		六年		学に学知あ学に学知あ中業とはるでの法るでの法るでのおります。

				知的障害の ある者
	中学部	三年		学校教育法
				に規定する
				学齢生徒で 知的障害の
				ある者
	高等部	三年	八九	中学部を卒
				業した者又
				はこれに準
	/ Jan - H)	/ -lar H \	/ der → H. \	ずる者
	(新設)_	(新設)	(新設)	(新設)_
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(, 11)
埼玉県立	小学部	六年		学校教育法
上尾かし	小学部	六年		学校教育法 に規定する
上尾かし の木特別	小学部	六年		学校教育法 に規定する 学齢児童で
上尾かし	小学部	六年		学校教育法 に規定する 学齢児童で 知的障害の
上尾かし の木特別				学校教育法 に規定する 学齢児童で 知的障害の ある者
上尾かし の木特別	小学部 中学部	六年		学校教育法 に規定する 学齢児童の 知る者 学校教育法
上尾かし の木特別				学校教育する 学規規 学的的る者 学規定する 学規定する
上尾かし の木特別				学校規定 学校規 学的 学 知 かる を 校規 関 時 的 る を 校 規 が に り る を 校 規 に り る を を り た る た た た た た た た た た た た た た た た た た
上尾かし の木特別				学に学知ある校規齢的る 学に関節者 が規制的る校規齢的 が規制的で が規制的で が規制的で が規制的で が規制を がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がいるでの がは、 がいるでの がいるでの。 がいるでのの。 がいるでのでの。 、でのでのでのでの。 、でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
上尾かし の木特別			九〇	学校規定 学校規 学的 学 知 かる を 校規 関 時 的 る を 校 規 が に り る を 校 規 に り る を を り た る た た た た た た た た た た た た た た た た た
上尾かし の木特別	中学部	三年	九〇	学に対している。 学に対しているが、対しているでのは、対しているがでは、対しているがでは、対しているがでは、対しているがでは、対しているができます。 学に対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているが、対しているができますが、対しているができますが、対しているができますが、対しているでは、対しないないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
上尾かし の木特別	中学部	三年	九〇	学に学知あ学に学知あ学に関節者 教定生障者 教定生障者 教定生障者 での 法るでの 本
上尾かし の木特別	中学部	三年	九〇	学に学知あ学に学知あ中業 を表るでの 法るでの 法るでの 本文

所沢おお ぞら特別 支援学校 中学部 三年 中学部 三年 京等部 三年 五四 中学部 高等部 三年 五四 中学部 満 <u>か校</u> 高等部 三年 四八 中学部 業した	<u>業</u>		業分校				業した者又 はこれに準 ずる者で知 的障害のあ るもの
に規定 学齢生利 知的障 ある者 肢体不 である。 高等部 三年 五四 中学部 業した。 はこれい ずる者 <u>新座柳</u> 高等部 三年 四八 中学部 <u>業した</u> 。	おお	沢おお ら特別	小学部		六年		学規規に関するでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
業した。 はこれは ずる者 <u>新座柳</u> 高等部 三年 四八 中学部 瀬分校 <u>第した</u>	中		中学部		三年		学校規定を表するで、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
<u>瀬分校</u> <u>業した</u>	高		高等部		三年	五四	中学部を卒 業した者又 はこれに準 ずる者
		-		高等部	<u>三年</u>	四八	中学部を卒 業した者又 はこれに準 ずる者で知 的障害のあ るもの
(略) (略) (略) (略)) ((略)	(略)		(略)	(略)	(略)

			L	
(略)			- 1	備考

埼玉県立 所沢おお ぞら特別 支援学校	小学部	六年		学に学知あ肢で教定児障者不るでのは由のある体ある。
	中学部	三年		学校規 に 対定 学規 生 等 的 る 体 る 体 る を は 由 し る を は も の る は も の る し る し る し る る る る る る る る る る る る る
	高等部	三年	五四	中学部を卒 業した者又 はこれに準 ずる者
	(新設)	(新設)	_(新設)_	(新設)_
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則 (昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号) の

部を次のように改正する。

第二条の表中 「埼玉県立久喜特別支援学校 | 埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校

埼玉県立久喜特別支援学校

白岡市高岩字谷中二百七十五番地 を

埼玉県立三郷特別支援学校

埼玉県立上尾かしの木特別支援学校

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校

埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校 埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校 埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校

埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校

三郷市大字大広戸字目子沼通 白岡市高岩字谷中二百七十五

さいたま市見沼区大和田町一

新座市大和田四丁目十二番一

番地の一

八百八番地

丁目三百五十六番地 に

改める。

号

別表埼玉県立三郷特別支援学校の項中 高 等 部 三年 八九 中学部 る者 者又は

				これに準ず	を卒業した		
			_	を			_
			分 校	三郷 北			高
				高等部			等部
				三年			三年
高	I			四八			八九
等	あるもの	る者で知的障害の	者又はこれに準ず	中学部を卒業した	る者	者又はこれに準ず	中学部を卒業した
部	စ	知的赔	これに	を卒業		これに	を卒業
三年		害の	準ず	表した		に 準 ず	来 し た
九〇				に改め、			
中				同			

表埼玉県立上尾かしの木特別支援学校の項中

者 る

める。 る者 者 学部を卒業した 者又はこれに準ず 中学部を卒業した 同表埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校の項中 又はこれに準ず 附 則 を を 業分校 大宮商 高 新座柳 瀬分校 高 等 高等部 等 高等部 部 部 三年 三年 三年 三年 高 四八 九〇 四八 五四 る 者 中学部を卒業した 等 る者で知的障害の 者又はこれに準ず 中学部を卒業した 者又はこれに準ず あるもの る 者 中学部を卒業した る者で知的障害の 者又はこれに準ず 中学部を卒業した 者又はこれに準ず あるもの 部 三年 五四 に改め、 に改

この規則は、令和六年四月一日から施行する。